

| | |
|------------------|---|
| Title | 著作権侵害事件の国際裁判管轄に関する欧州連合司法裁判所の判例についての一考察 |
| Sub Title | A case study of the Court of Justice of the European Union on international jurisdiction in copyright infringement cases |
| Author | 儲, 安然(Chu, Anran) |
| Publisher | 慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会 |
| Publication year | 2022 |
| Jtitle | 法學政治學論究 : 法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.134, (2022. 9) ,p.189- 228 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | |
| Genre | Departmental Bulletin Paper |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20220915-0189 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

著作権侵害事件の国際裁判管轄に関する 欧州連合司法裁判所の判例についての一考察

儲 安 然

- 一 はじめに
- 二 EU国際民事手続法に関する概説
 - (一) EU国際民事手続法の発展
 - (二) ブリュッセルIa規則について
 - (三) 小 括
- 三 欧州連合司法裁判所の判例の動向
 - (一) 概 説
 - (二) ブリュッセルIa規則第七条二号に関する判例法の発展
 - (三) 著作権侵害事件の国際裁判管轄に関する欧州連合司法裁判所の判例
- 四 欧州連合司法裁判所の判例の分析
 - (一) 欧州連合司法裁判所による判断基準の整理
 - (二) 欧州連合司法裁判所による判断基準の分析
- 五 結語および残された問題

一 はじめに

本稿は、国際私法の視点から、EU法上の著作権侵害の国際裁判管轄規定について考察するものである。EUにおいては、各加盟国における国民の利益のために司法手続の円滑化を促進する目的で、EUレベルで国際裁判管轄規則が整備されている。本稿において検討の対象となるのは、「民事および商事事件における裁判管轄並びに裁判の承認および執行に関する欧州議会および理事会規則（EU）1215/2012」（以下「ブリュッセルIa規則」という）である。ブリュッセルIa規則の第七条二号（不法行為地管轄）は、第四条（被告の住所地による管轄）の一般管轄規定に対する特別管轄規定として位置付けられる不法行為地管轄規定であり、著作権侵害の国際裁判管轄も同号の適用範囲内にある。

ブリュッセルIa規則はEUの各加盟国の裁判所によって適用されるが、その効力および解釈につき問題が生じた場合には、各加盟国は先決裁定手続（preliminary rulings）を通じて、当該問題を欧州連合司法裁判所（Court of Justice of the European Union: CJEU; 以下「CJEU」という）に付託することができる。そのため、CJEUは、数多くの先決裁定における回答により、ブリュッセルIa規則に関する解釈についての判例法を確立してきたといえる。著作権侵害の国際裁判管轄に関するCJEUの先決裁定としては、二〇一三年の *Pinckney* 事件裁定⁽¹⁾、二〇一四年の *Hi Hotel* 事件裁定⁽²⁾ および二〇一五年 *Paz Hysjak* 事件裁定⁽³⁾ がある。これらの裁定により、著作権侵害の国際裁判管轄に関するCJEUの判断基準が確立されたといえるが、学説上は、それらの判断基準について批判する見解が数多く存在する。以上で述べた通り、EUにおける著作権侵害事件の国際裁判管轄については、既に多くの判例および学説の蓄積があるが、紙幅の都合上、本稿では主として著作権侵害事件の国際裁判管轄に関するCJEUの判例の紹介および分析を行う。CJEUの判断基準についての学説上の議論の紹介およびその分析については、他の論稿で扱うこととした

い。ブリュッセルIa規則第七条二号に関するCJEUの先決裁定について紹介した文献は既に日本で数多く存在し、⁽⁴⁾ インターネット上の不法行為（とりわけ、人格権侵害の場合）の国際裁判管轄について検討した論考の中で、*Pinkney* 事件裁定および *Paz Højstak* 事件裁定に言及しているものがある。また、本稿で取り上げる三つの先決裁定に関する論考の多くは、著作権侵害ではなく、インターネット上の不法行為という視座から先決裁定を紹介したものであるか、あるいは、先決裁定の簡単な紹介をするにとどまるものである。また、本稿では、特に著作権に関するCJEUによる三つの事件裁定における事実関係の異同に着目し、ブリュッセルIa規則第七条二号を解釈する際には、事件類型およびその特徴を考慮する必要があることについても強調したい。

日本においては、著作権侵害の国際裁判管轄については、民事訴訟法第三条の三第八号（不法行為地管轄規定）および第三条の九（特別の事情による訴えの却下）の適用が想定される。また、日本の裁判所の国際裁判管轄が肯定される他の請求と密接に関連する場合には、客観的併合により外国の知的財産権に関する請求も併せて審理されることが認められている。⁽⁵⁾ しかし、現行民事訴訟法の下で著作権侵害の国際裁判管轄権について判断した最高裁判例は未だに存在しない。また、公表裁判例としては、①東京地判平成二六年七月一六日、⁽⁶⁾ ②東京地判平成二六年九月五日という二つがあるにすぎなく、しかも、著作権侵害の「不法行為地」に関する判断の仕方も分かれている。この意味で、著作権侵害における「不法行為があった地」（さらに言えば、加害行為地と結果発生地）について判断した裁判例は未だ不十分であると言えよう。こうした状況の下では、CJEUの判断枠組みおよびその議論から、著作権侵害事案における民事訴訟法第三条の三第八号（不法行為地管轄規定）または第三条の九（特別の事情による訴えの却下）の解釈についての示唆を得ることができるよう思われる。しかし、紙幅の関係で日本法への示唆自体は次の論文に委ね、言及することとしたい。

それゆえ、以下では、まず、第二章でブリュッセルIa規則第七条二号について概観する。次に、第三章でブリュッ

セルIa規則第七条二号に関する従来の判例を踏まえた上で、著作権侵害の国際裁判管轄に関するCJEUの三つの事件裁定について紹介する。さらに、第四章で著作権侵害の国際裁判管轄に関するCJEUの判断枠組みについて分析する。最後に、第五章では本稿で検討したことを簡潔にまとめた上で残された課題について言及することとしたい。

なお、EUでは、二〇〇九年十二月一日に欧州連合条約および欧州共同体設立条約を修正するリスボン条約（以下「リスボン条約」）が発効する前には、EUの機関としての「裁判所（Court）」は、「欧州司法裁判所（the European Court of Justice : ECJ）」、「第一審裁判所（the European Court of First Instance : CFJ）」および「欧州理事会の決定により設置される裁判部（judicial panels）」という三つの司法機関で構成されていたが、同条約が発効した後には、これらの司法機関は、一つにまとめて「欧州連合司法裁判所（Court of Justice of the European Union）」と呼ばれている。本稿では、用語の統一のため、それを「欧州連合司法裁判所（CJEU）」と称する。

本稿では、ブリュッセルIa規則第七条二号と改正前のブリュッセルI規則第五条三号を適宜引用している。二〇一五年一月十日に発効したブリュッセルIa規則第七条二号は、改正前のブリュッセルI規則第五条三号から内容上変更されておらず、条文番号だけが変更されていることを付言しておきたい。

二 EU国際民事手続法に関する概説

本章では、まず、EU国際民事手続法の発展について簡潔に触れた上で、ブリュッセルIa規則の概要について紹介する。

(一) EU国際民事手続法の発展

欧州経済共同体（EEC）の六つの創設加盟国は、「一九五八年欧州経済共同体（EEC）を設立する条約」（一九五八年ローマ条約）とも呼ばれる）第二〇条⁽⁸⁾により、各加盟国の国民の利益のために、とりわけ、判決または仲裁裁定に対する承認および執行に関する手続の簡易化を目指し、互いに交渉を開始することで合意した。欧州委員会（European Commission）の提唱により、一九六〇年に専門家委員会が設立され、そこでの検討の結果として、一九六八年に、「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する欧州経済共同体条約」（ブリュッセル条約）と呼ばれている。）が締結され、同条約は一九七三年二月一日発効した⁽⁹⁾。また、「民事および商事事件における裁判管轄および裁判の執行に関する一九八八年九月十六日（並行）条約」（一九八八年ルガノ条約）と呼ばれている）は、EECの加盟国でない第三国にもブリュッセル条約のシステムを拡大した⁽¹⁰⁾。

一九九七年十二月に、ブリュッセル条約と一九八八年ルガノ条約の改正について検討するために、EU加盟国の代表とルガノ条約のEFTA加盟国の代表で構成される臨時の作業部会が結成された⁽¹¹⁾。その後、欧州委員会は、欧州連合に関する条約（一九九二年マーストリヒト条約）の第K. 三条二号に基づいて採択されるブリュッセル条約に代わる条約の提案を提示した⁽¹²⁾。一九九九年五月一日に、アムステルダム条約の発効により、民事司法分野における立法権が欧州共同体（EC）に与えられたため、欧州委員会は素早く行動を取り、一九九九年七月に民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する規則の提案を提出した⁽¹³⁾。その結果、「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する理事会規則（EC）44/2001」（以下「ブリュッセルI規則」という）は、二〇〇〇年十二月二十二日に採択され、二〇〇二年三月一日に発効した。

ブリュッセルI規則は、従前のブリュッセル条約の目的を広く継承しており、裁判管轄に関する規律を明確化する

こと、並びに裁判の承認および執行を改善し、迅速化することを目指すものである⁽¹⁴⁾。また、同規則の制定は、各国の民事手続法をEU指令によって調整するのではなく、EU法において問題に対して直接適用可能な規律を行うという、いわゆる欧州民事手続法の制定という方法によっている⁽¹⁵⁾。こうした方法が採用された背景には、一九九九年五月一日に発効したアムステルダム条約（一九九七年十月二日）によって、加盟条約や批准手続といった迂路を経る必要がなくなったことがある⁽¹⁶⁾。

もっとも、ブリュッセルI規則は、その第七十三条⁽¹⁷⁾で、欧州委員会に対し、同規則施行の五年後に、その適用に関する報告書の提出を義務付けていた。そのため、欧州委員会はドイツの Hess, Pfeiffer, Schlosser の三教授に報告書の提出を委託し、二〇〇七年末に報告書が提出された⁽¹⁸⁾。同報告書は、ブリュッセルI規則は、総じて適切ではあるけれども、なお、いくつかの点において改正の必要があると結論付けている⁽¹⁹⁾。

これを踏まえて、欧州委員会は、二〇〇九年四月に重要な提言およびコメントを含む報告書を提出し、さらに、ブリュッセルI規則の改正のためのグリーン・ペーパーを追加した上で、同規則の改正について公の審議に付した⁽²⁰⁾。最終的に、「民事および商事事件における裁判管轄並びに裁判の承認および執行に関する欧州議会および理事会規則（ECJ）1215/2012」（以下「ブリュッセルIa規則」という）は二〇一二年十一月二十日に欧州議会によって可決され、同年十二月六日に欧州理事会によって採択された。ブリュッセルIa規則は、かつてのI規則がそうであったのと同様に、EUの民事手続法の中軸として存在しており、二〇一五年一月十日から発効している。

(二) ブリュッセルIa規則について

ブリュッセルIa規則は、前文（Recitals）と本文の二つの部分から成る。前文は、拘束力のある規則ではないが、①同規則の目的を明確にすることおよび②同規則に関する解釈を補助することという二つの役割を果たしている⁽²¹⁾。例え

ば、前文(4)、(6)、(26)および(27)は、裁判の自由な流通の主要原則 (The central principle of free movement of judgments) について説明するものであり、前文(14)、(15)および(18)は、被告および弱者保護の原則 (The protection of defendants and weaker parties) について説明するものである。また、前文(15)および(16)は、法的安定性の原則 (The principle of legal certainty) について述べており、さらに、前文(26)は、(欧州連合内の司法における) 相互信頼の原則 (The principle of mutual trust) について述べている。

他方、同規則の本文は、適用範囲および定義規定、管轄、承認および執行、公の証書および裁判上の和解、総則、経過規定、他の法制度との関係、最終規定の全八章で構成され、国際裁判管轄規定は第二章に設けられている。本文第二章の第四条から第六条までが一般管轄規定であり、第七条から第九条までが特別管轄規定である。また、保険事件(第十条から第十六条)、消費者事件(第十七条から第十九条)、個別労働事件(第二十条から第二十三条)に関する管轄規定の特則が個別に定められている。さらに、専属管轄(第二十四条)、管轄合意(第二十五条、二十六条)、管轄および訴訟要件の調査(第二十七条、二十八条)、訴訟係属および関連手続(第二十九条から第三十四条まで)、保全処分を含む仮処分(第三十五条)に関する規定等が設けられている。

(三) 小括

ブリュッセル Ia 規則は、EU 法における第二次法として、各加盟国において直接適用することができるが、その効力または解釈に関する問題が加盟国の裁判所の手続において生じた場合には、加盟国の裁判所は先決裁定手続により CJEU に問題を付託することができるし、また、一定の場合には付託する義務を負う。CJEU による回答は、加盟国の裁判所に対し拘束力を持つ。その意味では、CJEU による先決裁定(すなわち、CJEU 判例)は同規則の個々の規定の解釈を行う上で重要な役割を果たしている。しかし、先決裁定は、個別の事案における特定の問題につ

いての解釈を示しているものであるため、同規則の一つの規定をめぐり複数の先決裁定が存在する場合には、各先決裁定間の解釈の関係を明らかにし、総合的に検討する必要があると考えられる。そこで、第三章では、著作権侵害の国際裁判管轄に関するCJEU判例について整理し、この問題に関するCJEUの立場を明らかにすることとしたい。

三 欧州連合司法裁判所の判例の動向

(一) 概説

本章では、国際的な著作権侵害訴訟に関するCJEU判例の状況について紹介する。EUでは、国際的な著作権侵害事件の国際裁判管轄については、ブリュッセルIa規則第七条二号「不法行為地管轄」⁽²²⁾の規定が適用される。この規定は、「不法行為若しくは不法行為に相当する行為又はそうした行為に基づく請求権が手続の対象であるときは」、加盟国の主権領域に住所を有する者に対し、「損害を与える事実が生じた地もしくは生じる可能性のある地の裁判所」に訴えを提起することができる⁽²³⁾と定めている。

ブリュッセルIa規則の前文(6)は、同号の解釈についての指針を示している。それによれば、被告の住所地の裁判籍は、裁判所と法的紛争との間の密接な関連 (a close connection between the court and the action) 以下「密接関連性原則」という) に基づいて又は適切な司法運営 (the sound administration of justice) 以下「適切な司法運営の原則」という) のために認められるべき選択的な裁判籍によって補充されるべきであるとされ、また、密接な関連という要件は、法的安定性をもたらす、相手方当事者が合理的に予測し得ないような加盟国の裁判所に訴えられることを阻止すべきためのものであるとされている。したがって、ブリュッセルIa規則第七条二号を解釈するに際しては、とりわけ、①密接関連

性原則、②適切な司法運営の原則、③法的安定性および④被告の予測可能性について総合的に考慮しなければならない。

CJEUによる先決裁定(判例)の状況からすれば、ブリュッセルIa規則第七条二号の解釈については既に数多くの判例法理が蓄積されているため、以下の第二節では同号に関わる判例法の発展について簡潔に触れた上で、第三節では国際的な著作権侵害に関する *Pinckney* 事件⁽²⁴⁾、*Hi Hotel* 事件⁽²⁵⁾ および *Pez Hejduk* 事件⁽²⁶⁾ を取り上げる。最後に、第四章では、それらの判例の状況を踏まえ、国際的な著作権侵害の国際裁判管轄に関するCJEUによる判断枠組みについて整理する。

(二) ブリュッセルIa規則第七条二号に関する判例法の発展

本節では、主にブリュッセルIa規則第七条二号における判例法の発展について紹介する。以下で紹介するCJEUの判例による同号の解釈は、国際的な著作権侵害訴訟に限定されるものではないが、理論的には、国際的な著作権侵害訴訟における国際裁判管轄権に関する判断に影響を及ぼしうるものである。

ブリュッセルIa規則第七条二号の解釈適用について最初に問題とされたのは越境汚染に関する *Bier* 事件裁定⁽²⁷⁾ (一九七六年十一月三十日)である。*Bier* 事件において、CJEUは、不法行為に基づく責任は、損害とこれを基礎付ける事実との因果関係を証明することができる場合にのみ考慮されるため、結果発生地や加害行為地という連結点の一つについてのみ判断し他の連結点を排斥するのは適切ではなく、また、仮に加害行為地のみを選択するならば、かなり多くの事件において、ブリュッセルI規則第二条一号(被告の住所地による管轄)と第五条三号に規定された裁判管轄は重なり合うことになってしまう可能性があるため、後者の規定は、その限りで実務上の有効性を失うことになると説明し、結論として、同号の「損害を与える事実が生じた地」の概念は結果発生地と加害行為地の両方を含むと解釈

した⁽²⁸⁾ (以下、この解釈を「Bier規則」とする)。

その後の *Dunne* 事件裁定 (一九九〇年一月十一日)⁽²⁹⁾ において、ブリュッセル Ia 規則第七条二号の適用上、「Bier規則」にいう結果発生地とは、「直接的な被害者が被る損害の地」に限定されるのか、それとも、「間接的な被害者が、自らが被る損害を確認する地」をも含めるべきなのかという点について、C J E U は、「Bier規則」は、直接的な損害を受けた場合の不法行為にのみ適用されると判断した⁽³⁰⁾。

さらに、マスコミによる名誉毀損に関する *Shevill* 事件裁定 (一九九五年三月七日)⁽³¹⁾ において、C J E U は、結果発生地である加盟国の裁判所は、その地で発生した損害の部分に關してのみ請求を裁定することができるが、加害行為地である加盟国の裁判所は、損害の全体を裁定することができる⁽³²⁾と判示した (いわゆる「モザイク理論」)。「Shevill理論」)。このような制限は、損害の結果が発生した地の裁判所が、他の地ではなく、その地で結果が発生した名誉毀損を評価し、その損害の範囲を決定するのに最適であるということを根拠としている⁽³²⁾。

その後、インターネットを介した不法行為に關する二つの事件、すなわち、人格権侵害に關する *Dade* 事件裁定 (二〇一一年十月二十五日)⁽³³⁾ および商標権侵害に關する *Wintersteiger* 事件裁定 (二〇一二年四月十九日)⁽³⁴⁾ が注目を浴びようになる。後述する著作権侵害に關する三つの事件裁定において、C J E U はこの *Dade* 事件裁定および *Wintersteiger* 事件裁定にも触れているため、以下ではこの二つの判例について簡潔に紹介することとしたい。

まず、人格権侵害に關する *Dade* 事件では、ドイツに居住する原告が、オーストリアに本拠を置くインターネットのポータルサイトを運営する被告会社に対して、そのサイト上で原告の人格権侵害となるようなことは報じないよう求めて、ドイツの裁判所に訴えを提起した。C J E U は、ブリュッセル I 規則第五条三号の解釈について、その主権領域でウェブサイトにアクセス可能な各加盟国の裁判所は、そこで生じた損害に關してのみ審理する管轄権を有するとしてモザイク理論について確認しつつ、被害者の利益の中心 (the place where the victim has his centre of interests)

が所在する加盟国の裁判所は、(被告の住所地である加盟国の裁判所と並んで) 被害者が受けたとされる全損害に関して審理する包括的な管轄権を有することを認めた。そして、被害者が利益の中心を有する地は、一般的にはその常居所地と一致するが、被害者が職業活動の遂行のようなその他の要素が存在する国との特別に密接な関連性の存在を立証しようときは、常居所地国以外の加盟国にその利益の中心を有することもありうるとした。⁽³⁵⁾

次に、インターネット上での商標権侵害に関する国際裁判管轄が問題となった *Wintersteiger* 事件では、オーストリアの会社であり、オーストリアにおいてスキー、スノーボードの周辺機器等につき「*Wintersteiger*」なる登録商標を有する原告会社は、ドイツの被告会社が、「*Wintersteiger*」を *Google* 社のドイツにおけるトップレベル・ドメインの下で運営されている検索エンジンで検索可能なウェブサイト「*google.de*」上に「*Wintersteiger*」を広告システムにキーワードとして登録した行為が原告会社の商標権を侵害していると主張して、ドイツの被告会社を相手取り、その差止めを求めてオーストリアの裁判所に訴えを提起した。CJEUは、ブリュッセルI規則第五条三号の解釈について、まず、インターネットを介した人格権侵害とインターネットを介した知的財産権侵害とを区別した。⁽³⁶⁾ すなわち、前者の権利はすべての加盟国で保護されているが、後者の権利は属地的に保護されているとした。⁽³⁷⁾ そのため、登録によって当該登録国においてのみ保護されることになる国内商標には利益の中心に関する議論は当てはまらないとして、各登録国の裁判所が、それぞれ、当該登録国で発生した損害と当該権利の侵害に対する当該登録国内での差止請求について審理する権限を有するとした。⁽³⁸⁾

以上のようなブリュッセルI規則第五条三号(改正後はブリュッセルIa規則第七条二号)に関する判例法上の議論は、その後の著作権侵害事件である *Pinckney* 事件⁽³⁹⁾、*Hi Hotel* 事件⁽⁴⁰⁾ および *Pez Hejdak* 事件⁽⁴¹⁾ におけるCJEUの判断および学説の展開にとって十分な理論的蓄積を提供した。以下では、著作権侵害に関する三つの事件について紹介した上で、CJEUによる判断枠組みについて整理する。

(三) 著作権侵害事件の国際裁判管轄に関する欧州連合司法裁判所の判例

1 *Peter Pinckney v. KDG Mediatech AG* 事件⁽⁴²⁾

(1) 事実の概要

フランスに住所を有する原告 Pinckney は、本件著作物の作者、作曲者および演奏者である。オーストリアで設立された会社である被告 Mediatech は、オーストリアにおいてコンパクトディスク（以下「CD」という）を制作することにより本件著作物を複製した。また、イギリスで設立されたマーケティング会社である Cruise or Elegy は、フランスからもアクセス可能な各種のウェブサイトをを通じて、右CDを販売していた。前記事実により、原告 Pinckney は、二〇〇六年十月十二日に、フランスのトゥールーズ大審裁判所 (Tribunal de grande instance de Toulouse) において、被告 Mediatech に対して、著作権侵害に基づく損害賠償請求の訴えを提起した。

被告 Mediatech は、右CDはイギリスのマーケティング会社の請求により、オーストリアでCD化され、ウェブサイトをを通じて販売されたため、フランスの裁判所は本件に対する管轄権を持たないと主張した。⁽⁴³⁾ この点について、二〇〇八年二月十四日に、トゥールーズ大審裁判所は、原告 Pinckney の住所地であるフランスで、フランスの公衆がアクセスできるインターネットサイトから当該コンパクトディスクを購入できたという事実そのものが、事実と主張されている損害との間に実質的な関連を立証するに足りるという理由で、被告 Mediatech による右主張を否定した。⁽⁴⁴⁾ それゆえ、被告 Mediatech は、本件についてトゥールーズ控訴裁判所 (Cour d'appel de Toulouse) に上訴した。二〇〇九年一月二十一日に、トゥールーズ控訴裁判所は、被告がオーストリアに居住しており、結果発生地がフランスにあるはずがないという理由でトゥールーズ大審裁判所による管轄権を有しないと判断した。⁽⁴⁵⁾ その後、原告 Pinckney は、同判決を不服として、フランスの裁判所は本件に対する管轄権を有すると主張し、フランス破毀院に

上訴した⁽⁴⁶⁾。

こうした経緯を経て、フランス破産院は、本件におけるブリュッセルI規則第五条三号の解釈をめぐり、以下二つの質問を提起してCJEUに先決裁定を求めた。すなわち、第一は、インターネット上のコンテンツに著作権侵害の疑いがある場合において、ある加盟国の領域で当該コンテンツに既にアクセスしているもしくはアクセスすることが可能であるとすれば、当該加盟国の裁判所は本件に対する管轄権を有するとされるべきか、それとも、そのコンテンツは、当該加盟国の領域にいる公衆に向けられたものでなければならぬ、あるいは他の明確な関連要素が存在しなければならぬというように解釈されるべきか、という質問である(以下「質問①」という⁽⁴⁷⁾)。第二は、仮に、著作権侵害が、インターネット上のコンテンツではなく、本件のように物理的な複製物のオンライン販売によって行われた場合においては、結論が前述の第一の場合と同様であるかという質問である(以下「質問②」という。また、質問①および質問②を併せて「本件質問」という⁽⁴⁸⁾)。

(2) 法務官意見

本件において、法務官 Jaskinen は、まず、著作権侵害におけるブリュッセルI規則第五条三号の解釈について、複製権 (reproduction right) 侵害と頒布権 (distribution right)・公衆送信権 (communication right) 侵害とに分けた上で説明している⁽⁴⁹⁾。複製権が問題となる場合には、複製行為そのものは隔地的に行われる性質がないため、加害行為地と結果発生地は常に一致しているものと想定される⁽⁵⁰⁾。他方、頒布権・公衆送信権侵害の場合には、侵害行為が容易に隔地的に行われるため、不法行為地と結果発生地が一致しない場面が多いと想定される⁽⁵¹⁾。そのため、頒布権・公衆送信権侵害の損害結果については、潜在的な受信者や公衆の存在が推測される⁽⁵²⁾。

次に、法務官 Jaskinen は、著作権侵害となるコンテンツを含むウェブサイトにアクセスできるという理由のみによって裁判所に管轄権を認めることには明確に反対した。その理由は、属地主義の原則と相容れないこと、予測可能

性に適していないことおよび多数の裁判所に管轄権の競合を生じさせてしまうことにある⁽⁵³⁾。最後に、法務官 Jaskinen は、本件結果発生地の特定について、実質法レベルにおける損害の特定に関する基準⁽⁵⁴⁾を参照する価値があり、すなわち、当該不法行為が法廷地の公衆に意図的に向けられているかについて判断すべきである⁽⁵⁵⁾（この理論は「ターゲット理論」とも呼ばれる）とする。その上で、著作権の属地性を考慮し、受訴裁判所は、法廷地において生じた損害についてのみ審理する権限を有すべきであると主張している⁽⁵⁶⁾。

(3) 先決裁定

C J E U は、本件質問を「受訴裁判所の加盟国によって保護されている著作権の侵害について、第二の加盟国で設立された会社が、その国で当該著作物を複製し、その後、当該著作物の複製物を第三の加盟国の会社による販売に提供し、かつ、当該販売が受訴裁判所の加盟国でもアクセスできるインターネットサイトを介している場合において、受訴裁判所は、著作権者が第二の加盟国にある会社を相手取って提起した著作権侵害訴訟を審理する権限を有するか否か」というように改めた⁽⁵⁷⁾。

ア ブリュッセル I 規則第五条三号の解釈に関する一般原則および判例法

C J E U は、Melzer 事件⁽⁵⁸⁾に言及しつつ、ブリュッセル I 規則第五条三号の特別管轄規則の基本原則について説明した。すなわち、「特別管轄規則は、紛争と、損害を与える事実が生じた地もしくは生じる可能性のある地にある裁判所との間には、特に密接な関連性が存在することに基づいており、適切な司法運営を目的としている⁽⁵⁹⁾。しかし、「特別管轄規則は、『原告は被告の法廷に従う (actor sequitur forum rei)』という原則の下に設けられたブリュッセル I 規則第二条の例外規定として位置付けられているため、なるべく制限的に解釈すべきである」とした⁽⁶⁰⁾。

従来の判例法について、C J E U は、まず「Bier 規則」に言及し、それを支持する立場を明らかにした⁽⁶¹⁾。本件では、ブリュッセル I 規則第五条三号の下、加害行為地はフランス国内にはないため、C J E U は結果発生地の解釈に

焦点を絞った。⁽⁶²⁾次に、C J E Uは、インターネットを介した不法行為について同号の解釈が問題となった *Date* 事件⁽⁶³⁾ および *Wintersberger* 事件⁽⁶⁴⁾に留意しつつ、以下の三点を明らかにした。すなわち、第一に、C J E Uは、「ブリュッセル I 規則第五条三号にいう結果発生地の意味は、侵害された権利の性質によって異なる可能性がある」と示した。⁽⁶⁵⁾第二に、C J E Uは、「ある特定の加盟国において損害の結果が生じる可能性については、侵害された権利がその加盟国で保護されていることを要件としている」と示した。⁽⁶⁶⁾第三に、C J E Uは、「結果発生地』の特定も、侵害に関する主張が十分に立証されているかどうかを判断するのに最も適した裁判所がどこかによって決まるのである」と示した。⁽⁶⁷⁾

次に、C J E Uは、インターネットを介して生じた損害の結果発生地を特定するために、人格権侵害と知的財産権侵害を区別したことを確認した。⁽⁶⁸⁾すなわち、「人格権はすべての加盟国で保護されており、インターネット上のコンテンツによる人格権侵害の被害者は、不法行為地管轄に基づき、インターネット上のコンテンツにアクセス可能である各加盟国の裁判所に訴訟を提起することができる」。⁽⁶⁹⁾また、これらの裁判所は、当該裁判所が所在する加盟国の領域で生じた損害についてのみ管轄権を有する。⁽⁷⁰⁾他方、「登録によって与えられる保護が登録国の領域に限定されている知的財産権の侵害の場合において、問題となる権利が侵害されたかどうかを審理するのに最適なのは、登録を行った加盟国の裁判所である」。⁽⁷¹⁾

したがって、C J E Uは、「著作権侵害の場合において前述した判例による結論がどの程度当てはまるかを検証する必要がある」と述べた。⁽⁷²⁾

イ 本件におけるブリュッセル I 規則第五条三号の解釈について

本件における結果発生地の解釈について、C J E Uは、主に以下の三段階の基準により判断した。

第一段階として、C J E Uは、著作権に関する属地主義の原則を確認した。具体的に、C J E Uは、「著作権は、

国内商標権と同様に属地主義の原則が適用されるものの、著作権はEU指令2001/29（以下「EU情報社会指令」という）の効果により、すべての加盟国で自動的に保護されるため、どの加盟国でもその準拠実質法に従い、それぞれの著作権が侵害される可能性がある」と確認した（以下では「法廷地保護要件」という⁽⁷⁵⁾）。また、CJEUは、「受訴裁判所は、著作権が実際に侵害されているかどうかを、法廷地の実質法により決定する必要があること」に注意を喚起している⁽⁷⁶⁾。さらに、CJEUは、「管轄権を確定する段階において、ブリュッセルI規則第五条三号の下に、不法行為地を特定することは、同号に含まない、訴訟の本案審理における固有の基準に求めることはできない」と示した⁽⁷⁷⁾。それゆえ、「本件は、*Pammer* 事件⁽⁷⁸⁾で解釈されたブリュッセルI規則第十五条一号(c)（消費者事件における管轄⁽⁷⁹⁾）と異なり、ブリュッセルI規則第五条三号では特に侵害行為が受訴裁判所のある加盟国にある公衆に向けられたものであることは要求されていない⁽⁸⁰⁾。」

第二段階として、CJEUは、結果発生地の特定について説明した。CJEUは、「受訴裁判所所在国が侵害された著作権に保護を与えている、かつ、当該加盟国で損害が生じる可能性がある場合において、同裁判所は当該事件に対する管轄権を有する（以下「損害発生可能性基準」という⁽⁸¹⁾）」と示した。損害が生じる可能性について、CJEUは、それを「受訴裁判所所在国からアクセス可能であるインターネットサイトから、侵害された著作物の複製物を取得できるか否かによって判断されるべきである（以下「アクセス可能性基準」という⁽⁸²⁾）」とした。

第三段階として、CJEUは、結果発生地の裁判所による審理範囲をその地で生じた損害に限定した⁽⁸³⁾。この点について、CJEUは、「ブリュッセルI規則第五条三号及び属地主義の原則によれば、他の加盟国の裁判所は、それぞれの加盟国において生じた損害を判断する権限を有し、当該加盟国によって保護される著作権が侵害されたかどうかを確認する上で最も適した立場にあり、また、生じた損害の性質を判断する上で最も適した立場にあるため、仮に受訴裁判所が他の加盟国において生じた損害についても管轄権を有するとすれば、同裁判所がこれらの国の裁判所に代

わるものとなってしまふ」と説明した。⁽⁸⁴⁾

以上のことから、本件質問について、C J E Uは、ブリュッセルI規則第五条三号の解釈について以下のように回答した。すなわち、「受訴裁判所の加盟国によって保護されている著作権の侵害について、第二の加盟国で設立された会社は、その国で当該著作物を複製し、その後、当該著作物の複製物を第三の加盟国の会社による販売に提供し、かつ、当該販売が受訴裁判所の加盟国でもアクセスできるインターネットサイトを通じる場合において、受訴裁判所は、著作権者が第二の加盟国にある会社を相手取って提起した著作権侵害訴訟を審理する権限を有すると解釈されなければならぬ。ただし、受訴裁判所は、その所在する加盟国において生じた損害のみを審理する管轄権を有するに過ぎない」という。⁽⁸⁵⁾

2 Hi Hotel v. Spoering 事件⁽⁸⁶⁾

(1) 事実の概要

ドイツの写真家である原告 Spoering は、彼が撮影したフランスの Hi Hotel HCF の内部写真（以下「本件写真」という）について、ホテルの宣伝目的に限り、その利用を被告会社 Hi Hotel HCF に許諾した。Spoering は、本件写真がドイツの本屋で販売されている「Innenarchitekturweltweit」という本（その出版社はドイツで設立された Plaidon-Verlag である）に掲載されていることを知った。そこで、Hi Hotel が本件写真を第三者に譲渡することにより、自分の著作権を侵害していると主張し、ドイツの裁判所に著作権侵害行為に基づく差止請求および損害賠償請求の訴えを提起した。被告 Hi Hotel は、Plaidon-Verlag はフランスにも事業所があり、本件写真をフランスにある Plaidon-Verlag に提供するとき、当該出版社が本件写真をそのドイツの子会社に転送することを予測できなかったため、ドイツの裁判所は本件に関して国際裁判管轄権を有しないと主張した。第一審裁判所は国際裁判管轄があるとした上で原告

Spoering の請求を認め、そして Hi Hotel の控訴は棄却されたため、Hi Hotel は本件についてドイツ連邦通常裁判所 (Bundesgerichtshof) に上訴した。

ドイツ連邦通常裁判所は、ブリュッセル I 規則第五条三号に基づいてドイツの裁判所の国際裁判管轄権が確立されるかどうかについて不明であるとした⁽⁸⁷⁾。また、同裁判所は、ブリュッセル I 規則第五条三号に基づくドイツ裁判所の国際裁判管轄は、Hi Hotel が、著作権を侵害してドイツ国内で本件写真を頒布したドイツの Phaidon-Verlag に写真を引き渡すことでこれを協力したという前提に基づいて検討されなければならないと述べた⁽⁸⁸⁾。

こうした経緯を経て、ドイツ連邦通常裁判所は、C J E U に対し、ブリュッセル I 規則第五条三号にいう「損害をもたらす事実が生じた地もしくは生じる可能性のある地 (the place where the harmful event occurred or may occur) (すなわち、「不法行為地」) を、主張された加害行為が他の加盟国 (加盟国 B) で行われ、最初の加盟国 (加盟国 A) で行われた加害行為 (主要行為) に関与している場合において、損害をもたらす事実はある加盟国 (加盟国 A) で発生したことを意味すると解釈すべきか (以下「本件質問」という) について先決裁定を求めた⁽⁸⁹⁾。C J E U は、法務官意見を諮問することなく、二〇一四年四月三日に裁定を下した。

(2) 先決裁定

C J E U は、本件質問を「加盟国による保護を受けている著作権を侵害する当事者が多数存在する場合に、本条の規定により、法廷地裁判所の管轄領域外で著作権侵害行為を行った当事者に対し管轄権を有すると解釈すべきか」という内容に改めた⁽⁹¹⁾。

ア ブリュッセル I 規則第五条三号の解釈に関する一般原則および判例法

C J E U は、Pinckney 事件裁定とはほぼ同様に、Melzer 事件に言及しつつ、ブリュッセル I 規則第五条三号の解釈に関する一般原則について説明した⁽⁹³⁾。

イ 本件におけるブリュッセルI規則第五条三号の解釈について

本件において、C J E Uは、まず、被告はドイツで著作権侵害行為を行っていないため、加害行為地を根拠として、ドイツの裁判所の管轄権を判断することができないと判示した⁽⁹⁴⁾。そこで、C J E Uは、*Pinckney*事件と同様に、結果発生地に関する解釈に焦点を絞った。本件では、*Pinckney*事件とは異なり、侵害された著作物である本件写真は、インターネットを介することなく、ドイツの本屋で販売される書籍に掲載されているにもかかわらず、ドイツの裁判所の管轄権について判断する際には、*Pinckney*事件で確立された基準（以下「*Pinckney*規則」という）が採用された。

*Pinckney*規則の第一段階と同様に、本件において、C J E Uは、まず侵害された著作権がEU情報社会指令に従いドイツによる保護を受けていることを確認した⁽⁹⁵⁾。第二段階として、結果発生地の特定について、C J E Uは、「被告がフランスの出版社 *Phaidon-Verlag* に本件写真を提供することは、本件写真が複製され、または頒布されることにより、法廷地国において損害が生じる可能性をもたらすものである」と判断した⁽⁹⁶⁾。最後に第三段階として、受訴裁判所であるドイツの裁判所の審理範囲について、C J E Uは、「受訴裁判所の加盟国によって与えられる保護が当該加盟国においてのみ適用される限り、損害の発生場所に基づいて受理した裁判所は、当該加盟国の領域内で生じた損害についてのみ裁判権を有する⁽⁹⁷⁾」と述べ、「ブリュッセルI規則第五条三号および属地主義の原則によれば、他の加盟国の裁判所は、それぞれの加盟国において生じた損害を判断する権限を有し、当該加盟国によって保護される著作権が侵害されたかどうかを確認する上で最も適した立場にあり、また、生じた損害の性質を判断する上で最も適した立場にある」と説明した上で、同裁判所はドイツで生じた損害についてのみ管轄権を有すると判断した⁽⁹⁸⁾。

以上のことから、ドイツ連邦通常裁判所による質問に対し、C J E Uは、「加盟国の保護を受けている著作権を侵害した者が多数存在する場合において、ある当事者が法廷地国で侵害行為を行っていないときは、『加害行為地』を要素として受訴裁判所の管轄権を認めることはできないが、『結果発生地』を要素として受訴裁判所の管轄権を認め

ることができる」と判断した。ただし、その場合に、同裁判所による審理範囲は、法廷地国で生じた損害に限定されるべきである」とした。⁽⁹⁹⁾

3 *Pez Hejdruk v. EnergieAgentur. NRW GmbH* 事件⁽¹⁰⁰⁾

(1) 事実の概要

オーストリアに居住しているプロの写真家である Hejdruk は、彼女が撮影した特定の建物の写真（以下「本件写真」という）がドイツの EnergieAgentur. 社のウェブサイトで表示およびダウンロードできることに気付き、EnergieAgentur. 社を相手取り、オーストリアの裁判所に、著作権侵害に基づく損害賠償請求訴訟を提起し、合わせて裁判の費用を被告に負担させることを求めた。被告 EnergieAgentur. 社は、自社のウェブサイトがドイツの国別コードトップレベルドメインである「de」を使用していたため、当該ウェブサイトがオーストリアに向けられていなかったとして、オーストリアの裁判所は管轄権を有しないと主張した。

ウィーン商事裁判所 (Handelsgericht Wien) は、C J E U に対し、ブリュッセル I 規則第五条三号の解釈について、以下の質問に関する回答を求めた。すなわち、「著作権侵害となる写真がウェブサイトに掲載される場合において、当該ウェブサイトは著作権者が居住する国以外の加盟国のトップレベルドメインの下に運営されている時に、加害者が設立された加盟国の裁判所のみが国際裁判管轄権を有するか、それとも、当該ウェブサイトがそのコンテンツによって意図的に向けられている加盟国の裁判所のみが国際裁判管轄権を有するか」ということである。⁽¹⁰¹⁾

C J E U は、こうした質問を、「受訴裁判所所在国からアクセス可能なウェブサイトの写真が掲載されることにより、著作権が侵害された場合において、受訴裁判所がブリュッセル I 規則第五条三号に基づく管轄権を有しているか否か」に改めた。⁽¹⁰²⁾

(2) 法務官意見

法務官 Cruz Villalon は、まず、本件において侵害された著作物である本件写真のオンライン頒布は、場所を特定することが困難な損害を生じさせたため、⁽¹⁰⁾このような損害については、特に *Pinckney* 事件と区別する必要があると主張した。⁽¹⁰⁾次に、彼は、インターネットを介して生ずるこのような損害について、*Pinckney* 事件裁定のように属地主義の原則を採用すべきではないと述べた。⁽¹⁰⁾さらに、彼は、*Pinckney* 事件における先決裁定の基準が採用されれば、法的安定性を損ない、また、紛争と法廷地との密接関連性原則にも応えない恐れがあると指摘した。⁽¹⁰⁾それに代わり、彼は、被告の住所地または加害行為地の裁判所のみ、事件に対する管轄権を認めるべきであると主張した。⁽¹⁰⁾なお、彼は、侵害行為が特に一つまたは複数の他の加盟国に向けられた場合には、別の要素によって管轄権の有無を判断する可能性があることを示したが、⁽¹⁰⁾本件の事実関係に照らして、その可能性を論じる必要がないと述べた。⁽¹⁰⁾

(3) 先決裁定

ア ブリュッセル I 規則第五条三号の解釈に関する一般原則および判例法

C J E U は、*Cox* 事件⁽¹¹⁾に言及しつつ、ブリュッセル I 規則第五条三号の解釈に関する一般原則について説明した。⁽¹¹⁾
 イ 本件におけるブリュッセル I 規則第五条三号の解釈について

本件において、C J E U は、まず、*Wintersteiger* 事件裁定を踏襲し、加害行為地を被告の本拠が置かれているドイツに特定した。⁽¹¹⁾それは、ウェブサイト上の写真を表示する技術的プロセスを「損害を与える事実」とみなすことができる⁽¹¹⁾と判断したためである。⁽¹¹⁾

次に、C J E U は、「*Pinckney* 規則」に従って結果発生地を解釈した。すなわち、同裁判所は、第一段階として、侵害された著作権が E U 情報社会指令に従いオーストリアによる保護を受けていることを確認した。⁽¹¹⁾ただし、この点について、C J E U は、「著作権は、特に指令 2001/29 に従ってすべての加盟国において自動的に保護されなければ

ならないが、それらは属地主義の原則に従うものであることを確認する必要がある」と注意を喚起した。⁽¹⁶⁾ 第二段階として、C J E Uは、「本件において、ブリュッセルI規則第五条三号にいう結果発生地の解釈について、問題となっているウェブサイトが、受訴裁判所所在国に向けられているか否かとは無関係である」と述べて「ターゲット理論」を否定しつつ、「法廷地国であるオーストリアからインターネットによって本件写真にアクセスできることにより、オーストリアにおいて損害が生じる可能性がある」と判断した。⁽¹⁷⁾ 第三段階として、C J E Uは、従来の立場と同様に、ブリュッセルI規則第五条三号および属地主義の原則に従い、オーストリアの裁判所がオーストリアで生じた損害についてのみ管轄権を有すると判断した。⁽¹⁸⁾

最後に、ウィーン商事裁判所による諮問について、C J E Uは、法廷地国の保護を受けている著作権が侵害された場合において、ブリュッセルI規則第五条三号の下に、法廷地国からウェブサイトを通じて侵害された著作物にアクセスできるのであれば、その地において損害が生じる可能性があるとのみなし、法廷地の裁判所が同地で生じた損害に対して管轄権を有すると判示した。⁽¹⁹⁾

四 欧州連合司法裁判所の判例の分析

以下では、第三章で紹介したC J E U判例の状況を踏まえ、C J E Uによって確立された著作権侵害に関する国際裁判管轄の判断枠組みについてまとめた上で分析する。

(一) 欧州連合司法裁判所による判断基準の整理

Pinckney 事件で確立されたC J E Uによる判断基準（すなわち、「*Pinckney*規則」）は、その後の *Hi Hotel* 事件および

Pez Hejtak 事件においても採用されている。「*Pinckney* 規則」は、①著作権の属地主義の原則に基づき、侵害された著作権が法廷地国の保護を受けているかを判断すること（法廷地保護要件）、②損害発生可能性基準（インターネットを介した著作権侵害の場合にはアクセス可能性基準）を採用し、ブリュッセルIa規則第七条二号（改正前はブリュッセルI規則第五条三号）に従って法廷地裁判所の管轄権の有無を判断すること、③ブリュッセルIa規則第七条二号の趣旨および著作権の属地主義の原則を根拠として、モザイク理論を採用し、受訴裁判所の審理範囲を受訴裁判所所在地国で生じた損害に制限すること、という三段階の判断基準に分けることができる。

この判断基準には、主に以下の二つの特徴がある。第一に、CJEUは、著作権の属地主義の原則が著作権侵害の国際裁判管轄の判断に与える影響を明確化した。この点は、「*Pinckney* 規則」の第一段階および第三段階の判断基準に見出すことができる。すなわち、第一段階の判断においては、著作権の属地主義の観点から、著作権は原則的に各国の実質法によって保護され、かつ、その保護が当該加盟国の領域内のみ限定される。そのため、受訴裁判所所在地国が著作権侵害の結果発生地であるか否かを判断するのに、侵害された著作権がその加盟国の「保護」を受けているかを最初に判断しなければならないとされた。他方、第三段階の判断におけるモザイク理論の採用については、ブリュッセルIa規則第七条二号（改正前はブリュッセルI規則第五条三号）および属地主義の原則が明確な根拠とされた。第二に、CJEUは、ブリュッセルIa規則第七条二号（改正前はブリュッセルI規則第五条三号）の結果発生地に関する解釈について詳細に判断した。具体的には、インターネットを介した著作権侵害の場合（*Pinckney* 事件および *Pez Hejtak* 事件）においては、損害発生可能性基準およびアクセス可能性基準を採用し、侵害された著作物のコンテンツまたは販売するウェブサイトに受訴裁判所所在国からアクセス可能であれば、その裁判所の管轄権を認める。他方で、インターネットを介さない著作権侵害の場合（*Hi Hotel* 事件）においては、損害発生可能性基準を採用し、著作物の提供などの事実により、法廷地国において損害が生じる可能性があれば、法廷地国の裁判所に管轄権を認める。

(二) 欧州連合司法裁判所による判断基準の分析

1 法廷地保護要件について

著作権侵害の国際裁判管轄についての法廷地保護要件は、確かに実質法における著作権の属地主義の原則を尊重しているものと考えられるが、CJEUは、その基準について概括的に解釈しているため、この中身には概念的または論理的な不明確さが存在することは否めない。特にこの点については、学説からの批判が数多く存在する。例えば、EUには著作権侵害に関して直接適用可能な規則 (Regulation) が存在しないため、理論的にはEU情報社会指令により著作権が各加盟国で自動的に保護されることはないとの批判がある⁽¹²⁾。また、*Hi Hotel* 事件において、CJEUは、侵害された著作権がEU情報社会指令に従いドイツによる保護を受けていることを確認したが、ドイツの判例によれば、本件著作物は「写真 (Lichtbilder)」として著作隣接権の範囲内で保護されるべきであり、EU情報社会指令の保護を受けているとはいえないという指摘がある⁽¹³⁾。

他方、ブリュッセルIa規則第七条二号における予測可能性の確保や適切な司法運営という趣旨からすれば、法廷地保護要件の適用がどれほど積極的な意味合いを持つものなのかは議論がある。すなわち、著作権に関する実質法レベルにおける著作権が統一されない限り、法廷地保護要件に基づき国際裁判管轄について判断するのは、複数の裁判所による管轄権の競合をもたらし、当事者による予測可能性を害する恐れがある一方、適切な司法運営の実現にも適しないという批判がある⁽¹⁴⁾。それにもかかわらず、CJEUが法廷地保護要件の採用を明確化しながらも、その中身についてより緩やかな解釈を採っていたのは、知的財産法の属地主義の原則と国際民事手続法独自の管轄基礎概念上の価値対立を調和しようという趣旨があったものと推測される。すなわち、知的財産法の観点から、著作権は国ごとに独立して保護されているため、主張された著作権がある国の実質法による保護を受けていなければ、そもそも国際裁判

管轄について判断する際にその国で損害が生じる可能性がないと考えられる。他方で、国際民事手続法の観点から、著作権侵害の国際裁判管轄について、不法行為地を判断する際に実質法上の基準に求めるのではなく、国際民事手続法自体の基準に委ねるべきであると考えられる。

2 損害発生可能性基準およびアクセス可能性基準

CJEUが著作権侵害事案において採用している損害発生可能性基準およびアクセス可能性基準をめぐっては、ブリュッセルIa規則第七条二号の趣旨との関係で、予測可能性、紛争と裁判所との関連性および利益衡量の観点から、学説上多くの議論がある。例えば、グローバル化とインターネットの発展により、著作権侵害が問題となる著作物またはコンテンツは各国に容易に広めうるし、同基準を採用することにより、被告はいずれの加盟国においても訴えられる可能性があるため、被告にとっていずれの国で訴えられるかを予測することは常に困難であるとの批判がある⁽¹⁴⁾。また、当該紛争と裁判所との関連性は、単にそこで著作権侵害に関するウェブサイトにアクセスできることのみであるため、裁判所が当該紛争を審理する最適な裁判所であるとは評価し得ないとの批判もある⁽¹⁵⁾。さらに、同基準のみによって管轄権を肯定するとすれば、実際には法廷地国で損害が生じていないにもかかわらず、「中身の無い管轄権(empty jurisdiction)⁽¹⁶⁾」を認めることになり、ひいては、過剰管轄をもたらす可能性が高まるとの批判もある⁽¹⁷⁾。

3 モザイク理論について

CJEUは、*Shevill*事件においてモザイク理論を確立した後、同理論を*eDate*事件および*Winersteiger*事件にも適用した。学説上は、それを支持する見解がある一方で、ドイツでは特に「裁判籍の細分化(Gerichtstandszerstückelung)⁽¹⁸⁾」の問題」を根拠に、同理論は強く批判されてきた⁽¹⁹⁾。その後、CJEUは、国際的な著作権侵害に関する*Pinckney*事

件、*Hi hotel* 事件および *Pez Hejduk* 事件において、モザイク理論を著作権侵害の場合にも適用した。

ここでいくつかの点は注意に値する。第一に、「*Pinckney* 規則」は *Shevill* 事件裁定から確立されたモザイク理論を採用してはいるものの、「*Pinckney* 規則」における同理論を採用する根拠と *Shevill* 事件裁定における根拠には相違がある。すなわち、*Shevill* 事件裁定においては、モザイク理論が採用された理由として、結果発生地の裁判所がその地で行われた名誉毀損を評価し、その損害の範囲を決定するのに最適であることが挙げられていた⁽¹³⁾。他方、*Pinckney* 事件裁定においては、*Shevill* 事件裁定で挙げられた前述の根拠のほか、著作権の属地主義の原則も挙げられていた。しかしながら、経済とインターネットのグローバル化によって、国際私法における著作権の属地主義の原則の役割についての議論が高まる中で、「訴訟手続の効率化の促進」は、国際私法における一つの原則として、知的財産権に固有の属地主義の原則を制限する可能性があるという見解が主張されている⁽¹⁴⁾。

第二に、*Shevill* 事件裁定においては、モザイク理論の適用とともに、同一事件が複数の国の裁判所で審理されることから生ずる不利益については、被害者は被告の住所地または加害行為地である出版社の業務地で全請求を求めることができることが明確化された⁽¹⁵⁾。この点につき、*Pinckney* 事件裁定において、CJEUは、結果発生地の解釈について主に検討していたが、加害行為地であることを根拠に管轄権を持つ裁判所は全損害について審理する権限があるのかについては明確に判断していなかった。その意味で、特別管轄規則の下で、全損害を審理する権限を裁判所に付与する必要性と属地主義の原則との緊張関係について、CJEUは正面から説明してはいなかったといえよう。

第三に、インターネットを介して著作物のコンテンツを頒布することにより著作権侵害が生じる場合には、裁判所がそこで生じた損害を如何に定量化し評価するのかについては疑問がある⁽¹⁶⁾。この点について、*Hi hotel* 事件における法務官意見で、法務官 Cruz Villalon は、この種の著作権侵害を、場所を特定することが困難な損害と定義し、こうした損害について、その発生した場所を特定することは極めて困難であるため、*Pinckney* 事件とは区別する必要が

あり、結果発生地という基準により管轄権を判断すべきではないと主張した⁽¹³⁵⁾。さらに、学説上は、このような損害が生じた場合において、アクセス可能性基準およびモザイク理論の適用は、訴訟の断片化 (Fragmentation of litigation) をもたらす可能性があるとの批判がある⁽¹³⁶⁾。適切な司法運営の観点から、訴訟の断片化によって、訴訟コストが増加すること、判決が調和しない可能性があることや被告が予測できない法廷地で訴えられることなどの問題点が指摘されている⁽¹³⁷⁾。また、公共の利益の観点から、訴訟の断片化は、デジタル経済のニーズに適合しないという批判もある⁽¹³⁸⁾。さらに、著作権の保護に関する手続が効率的でなければ、EUにおける個人や企業の創造性を制限し、取引を妨げる恐れがあるとの批判もある⁽¹³⁹⁾。

4 第三者の行為による損害の発生について

Pinckney 事件および *Hi hotel* 事件においては、損害は被告による行為ではなく、第三者の行為によって生じたため、ブリュッセル Ia 規則第七条二号 (改正前はブリュッセル I 規則第五条三号) の下で、第三者の行為により生じた損害に基づき管轄権が認められたことに留意する必要がある。ただし、C J E U は、*Pinckney* 事件および *Hi hotel* 事件において、この点を特に問題とはしておらず、特段の言及はしていない⁽¹⁴⁰⁾。学説上は、C J E U の判断について、管轄原因となる損害が被告の行為によって法廷地で直接生じた損害に関連していなければならぬとした *Dunez* および *Martini* 事件裁⁽¹⁴¹⁾定に従っているものではないとの指摘がある⁽¹⁴²⁾。

五 結語および残された問題

C J E U が確立した「*Pinckney* 規則」は、基本的に国際民事手続法独自の管轄基礎概念に基づいているが、著作

権の属地主義の原則にも配慮していることが見られる。同規則は、著作権侵害の国際裁判管轄に関する判断基準を定式化したため、ブリュッセルIa規則第七条二号の解釈にとつて重要な意義がある。

しかしながら、前述した学説上の批判のように、インターネットを介した著作権侵害のような、いわゆるユビキタス侵害の場合における「Pinckney規則」の適用は、適切な司法運営や被告の予測可能性を阻害する可能性がある。また、モザイク理論による審理範囲の限定についても、法廷地で生じた損害を定量化することは困難であると思われる。それゆえ、「Pinckney規則」が確立されてから、学説上残された問題として、①損害発生可能性基準・アクセス可能性基準をいかに制限的に解釈すべきか（第三者による損害の問題をも含める）、②結果発生地の裁判所の中から一つの裁判所に絞つて全損害を審理する権限を付与すべきかが挙げられる。

他方で、本稿で紹介・分析した三つの先決裁定の事件類型がそれぞれ異なっているにもかかわらず、CJEUはそれを考慮せず、一律に「Pinckney規則」を採用して著作権侵害の国際裁判管轄について判断した。言い換えれば、「Pinckney規則」は、インターネットを通じて有体物を販売する類型の事案において確立されたものであるが、*Pejs Hejduk* 事件のようなインターネット上の無体物を頒布する類型の事案や *Hi hotel* 事件のようなインターネットを介さない著作権侵害類型の事案においてもそのまま適用されている。この意味では、*Pinckney* 事件裁定の射程の範囲がいかなる事件類型に及び、また、及ばないかについては、未だに明確化されていない。さらに言えば、インターネットを介した著作権侵害の場合とインターネットを介さない著作権侵害の場合とは、損害発生可能性基準あるいはアクセス可能性基準によつて結果発生地となりうる法廷地の候補の数が決して同レベルにあるわけではないため、適切な司法運営という趣旨からすれば、それぞれを類型化して対応する必要があるように思われる。したがって、本稿で特に強調したいのは、著作権侵害事案を類型化した上で、それぞれにつきより適切な理論に従つて解決を求めることが可能であり、また適切であるということである。例えば、著作権侵害結果の拡散性を基準にするのであれば、著

著作権侵害を、A. インターネットを介さない著作権侵害（財産権と人格権を含む）、B. インターネットを介した有体著作物についての著作財産権侵害、C. インターネットを介した無体著作物に対する著作財産権侵害という三つの場合に分類することができる。さらに、D. インターネットを介した著作者人格権侵害を第四の場合とすることも考えられる。

なお、著作権侵害の国際裁判管轄については、EUにおける近時の学説上の議論および最近のEU加盟国の判例の中にも参考に値するものが多数存在するが、本稿の紙幅の都合上、学説やEU加盟国の判例の紹介および詳細な分析は次の論文に委ね、より具体的な検討を行った上で日本法への示唆についても言及することとした。

- (1) Case C-170/12 *Peter Pincney v. KDG Mediatech AG* [2013] ECLI:EU:C:2013:635.
- (2) Case C-387/12 *Hi Hotel HCF SARL v. Uue Spoering* [2014] ECLI:EU:C:2014:215.
- (3) Case C-441/13 *Pez Hejdak v. EnergieAgentur NRW GmbH* [2015] ECLI:EU:C:2015:28.
- (4) ブリュッセルIa規則第七条二号（改正前はブリュッセルI規則第五条三号）に関するCJEU先決裁定を紹介した文献として、岡本善八「わが国際私法事件におけるE.E.C裁判管轄条約(一)」同志社法学第二九巻五号（一九七八）二三頁以下、石黒一憲「国境を越える環境汚染」（木鐸社、一九九二）八七頁以下、中西康「出版物による名誉毀損事件の国際裁判管轄に関する欧州司法裁判所一九九五年三月七日判決について」法学論叢第一四二巻五号〃六号（一九九八）一八一頁、芳賀雅顯「名誉毀損の国際裁判管轄」櫻井雅夫編『EU法・ヨーロッパ法の諸問題』（信山社・二〇〇二）四三五頁以下、同「名誉毀損の国際裁判管轄」石川明〃石渡哲編『EUの国際民事訴訟判例』（信山社、二〇〇五）九五頁以下、木川裕一郎「ブリュッセル条約五条三号による不法行為地の国際裁判管轄」石川明〃石渡哲編『EUの国際民事訴訟法判例』（信山社、二〇〇五）八三頁以下、長田真里「損害多発型不法行為事件における国際裁判管轄——フランスにおける議論からの示唆——」大阪外国語大学国際関係講座編『国際関係の多元的研究——東泰介教授退官記念論文集——』（大阪外国語大学国際関係講座、二〇〇四）三八七頁以下、多田望「不法行為地管轄」国際私法年報十号（二〇〇八）四九頁以下、安達栄司「インターネットにおける人格権侵害の国際裁判管轄」国際商事法務第四一巻二号（二〇一三）二八二頁以下、同「イン

- ターネット上の名誉・信用毀損事件における国際裁判管轄」上野古稀『現代民事手続の法理』（弘文堂、二〇一三）一八頁、野村秀敏「インターネットによる著作権侵害と国際裁判管轄」国際商事法務第四二巻四号（二〇一四年）六二六頁、横溝大「インターネット上の知的財産権侵害に関する国際裁判管轄」パテント第六九巻一四号（別冊一六号）（二〇一六）一七一頁以下、中村知里「インターネット上での人格権侵害の国際裁判管轄に関する多面的分析(1)―(6)―」法学論叢第一八三巻四号（二〇一八）二八頁、第一八四巻二号（二〇一八）四七頁以下、第一八四巻五号（二〇一九）三〇頁以下、第一八五巻三号（二〇一九）三二頁以下、第一八五巻五号（二〇一九）九二頁以下、第一八六巻一号（二〇一九）四一頁以下、野村秀敏「インターネット上の法人の人格権侵害事件と国際裁判管轄——EU司法裁判所二〇一七年十月十七日判決について——」専修ロージャーナル第一五巻（二〇一九）一頁以下、出口耕自「インターネット名誉侵害における結果発生地」国際法外交雑誌第一一八巻一号（二〇一九）一頁以下、駒田泰士（シンポジウム）深化するインターネット社会と著作権をめぐる国際私法上の課題…論点の整理」著作権研究第四十六号（二〇一九）四頁以下、羽賀由利子（シンポジウム）深化するインターネット社会と著作権をめぐる国際私法上の課題…国際私法上の課題…インターネットを介した著作権侵害の国際裁判管轄と準拠法をめぐる欧州の議論」著作権研究第四十六号（二〇一九）二〇頁以下、中村進「インターネット上の紛争の裁判管轄に関するEU判例」日本法學第八七巻二号（二〇二二）二六五頁以下などがある。
- (5) 最判平成十三年六月八日民集五十五巻四号七二七頁。同判決の評釈として、横溝大〔判批〕法学協会雑誌第一一九巻十号（二〇二二）二〇九五頁がある。
- (6) 東京地判平成二六年七月一六日（平二五（ワ）一三三三六三三号）（Westlaw 文献番号 2014WLJPCA07169006）。
- (7) 東京地判平成二六年九月五日（平二五（ワ）一三三三六四号）（Westlaw 文献番号 2014WLJPCA09058017）。
- (8) 「欧州共同体を設立する条約（EC条約）」第二九三条。同条は、「加盟国は、国民の利益のために、以下の問題について必要な場合に互いに交渉を行うべきである…〔略〕判決または仲裁裁定に関する承認および執行に関する手続の簡易化」と規定している。
- (9) A. Dickinson and E. Lein, *The Brussels I Regulation Recast*, Oxford University Press 2015, p. 5.
- (10) 一九八八年ルガノ条約は、E E Cの加盟国である十二カ国と欧州自由貿易連合（EFTA: European Free Trade Association）の加盟国である六カ国の間で締結されており、一九九二年一月一日に発効した。その後、ブリュッセルI規則の採択により、一九八八年ルガノ条約は、同規則と適合するように二〇〇七年に更新された。なお、更新されたルガノ条約は二〇

○七年ルガノ条約とも呼ばれる。

- (11) A. Dickinson and E. Lein, *supra* note 9, p. 6.
- (12) *Ibid.*
- (13) *Ibid.*
- (14) 法務省大臣官房司法法制部「欧州連合（EU）民事手続法」法務資料第四六四号（二〇一五）一六頁。
- (15) 同右。
- (16) 欧州連合運営条約（Treaty on the Functioning of the European Union, (TFEU) 第二八八条参照。
- (17) Regulation (EC) No 44/2001
 Article 73 No later than five years after the entry into force of this Regulation, the Commission shall present to the European Parliament, the Council and the Economic and Social Committee a report on the application of this Regulation. The report shall be accompanied, if need be, by proposals for adaptations to this Regulation.
- (18) 法務省大臣官房司法法制部・前掲注（14）一八頁。
- (19) 例えば、①執行許可手続を廃止すべきであること、②仲裁裁判権をブリュッセルI規則の対象から除外すべきでないこと、③トルネード（魚雷）訴訟の危険を除去すべきであることや、④知的財産権の侵害について改正をすべきであることなどが議論された。
- (20) 法務省大臣官房司法法制部・前掲注（14）一八頁。
- (21) A. Dickinson and E. Lein, *supra* note 9, p. 20.
- (22) Article 7 A person domiciled in a Member State may be sued in another Member State: ... (2) in matters relating to tort, delict or quasi-delict, in the courts for the place where the harmful event occurred or may occur. ブリュッセルI規則第五条三号は同旨の規定である。
- (23) Case 21/76 *Handelskvekerij Bier v Mines de Potasse d'Alsace* [1976] ECR 1735; Case C-220/88 *Dumez France and Others v Hessische Landesbank and Others* [1990] EU:C:1990:8; Case C-364/93 *Marrinari v. Lloyds Bank* [1995] ECLI:EU:C:1995:289; Case C-68/93 *Steuil and Others v Presse Alliance* [1995] ERC 1-415; Case C-509/09 *eDate Advertising GmbH v X and C-161/10 Olivier Martinez and Robert Martinez v MNG Limited* [2011] ECR I-10269; Case C-523/10

Wintersteiger AG v Products 4U Sondermaschinenbau GmbH [2012] ECLI:EU:C:2012:220.

- (24) Case C-170/12 *Pinckney*, *supra* note 1.
- (25) Case C-387/12 *Hi Hotel*, *supra* note 2.
- (26) Case C-441/13 *Pea Hejduk*, *supra* note 3.
- (27) Case 21/76 *Bier*, *supra* note 23. 同裁定を紹介する日本語の文献として、岡本・前掲注(4)二三頁以下、石黒・前掲注(4)八七頁以下、長田・前掲注(4)三八八頁、木川・前掲注(4)八三頁、中村知里・前掲注(4)第一八三卷四号三六頁などがある。
- (28) Case 21/76 *Bier*, *supra* note 23, para. 19.
- (29) Case C-220/88 *Duméz*, *supra* note 23.
- (30) *Ibid.*, para. 20-22.
- (31) Case C-68/93 *Shevill*, *supra* note 23. 同裁定を紹介する日本語の文献として、中西・前掲注(4)一八一頁、芳賀・前掲注(4)『EU法・ヨーロッパ法の諸問題』(信山社、二〇〇二)四三三頁、同『EUの国際民事訴訟判例』(信山社、二〇〇五)九五頁、長田・前掲注(4)三九〇頁、多田・前掲注(4)六〇頁、中村知里・前掲注(4)第一八三卷四号三七頁などがある。
- (32) Case C-68/93 *Shevill*, *supra* note 23, para. 31.
- (33) Case C-509/09 *eDate*, *supra* note 23. 同裁定を紹介する日本語の文献として、安達・前掲注(4)(二〇一三)二八二頁以下(二〇一七)一八頁以下、横溝・前掲注(4)一七一頁、中村知里・前掲注(4)第一八四卷二号四八頁以下などがある。
- (34) Case C-523/10 *Wintersteiger*, *supra* note 23. 同裁定を紹介する日本語の文献として、中村知里・前掲注(4)第一八五卷五号九八頁がある。
- (35) Case C-509/09 *eDate*, *supra* note 23, paras. 42, 44, 48, 49.
- (36) Case C-523/10 *Wintersteige*, *supra* note 23, para. 24.
- (37) See the Opinion of Advocate General Cruz Villalón delivered on 16 February 2012 in the case C-523/10 *Wintersteiger AG v Products 4U Sondermaschinenbau GmbH*, para. 20.

- (38) Case C-523/10 *Wintersteiger*, *supra* note 23, para. 25, 28.
- (39) Case C-170/12 *Pinckney*, *supra* note 1.
- (40) Case C-387/12 *Hi Hotel*, *supra* note 2.
- (41) Case C-441/13 *Pea Heyduk*, *supra* note 3.
- (42) Case C-170/12 *Pinckney*, *supra* note 1. 同裁定を紹介する日本語の文献として、横溝・前掲注(4)一七二頁、野村・前掲注(4)六二六頁、中村知里・前掲注(4)一八五巻五号一〇〇頁、羽賀・前掲注(4)二〇頁以下、中村進・前掲注(4)二八四頁などがある。
- (43) Case C-170/12 *Pinckney*, *supra* note 1, para. 11, 12.
- (44) *Ibid.*
- (45) *Ibid.*, para. 13.
- (46) *Ibid.*, para. 14.
- (47) *Ibid.*, para. 15.
- (48) *Ibid.*
- (49) Opinion of AG Jääskinen in the case C-170/12 *Peter Pinckney v. KDG Mediatech*, AG ECLI:EU:C:2013:400, para. 51-56.
- (50) *Ibid.*, para. 53.
- (51) *Ibid.*, para. 55.
- (52) *Ibid.*, para. 55.
- (53) *Ibid.*, para. 68.
- (54) Case C-324/09 *L'Oréal and Others* [2011] ECLI:EU:C:2011:474 para. 61-67; Case C-5/11 *Donner* [2012] ECLI:EU:C:2012:370 para. 27-30; Case C-173/11 *Football Dataco and Others v. Sportradar* [2012] ECLI:EU:C:2012:642, para. 37-39.
- (55) Opinion of AG Jääskinen, *supra* note 49, para. 64, 67.
- (56) *Ibid.*, para. 46, 64.
- (57) *Ibid.*, para. 22.

- (58) Case C-228/11 *Melzer v. MF Global UK Ltd* [2013] EU:C:2013:305.
- (59) *Ibid.*, Para. 27. ○ㄱㄴㄷㄹ Case C-228/11 *Melzer v. MF Global Y. UK Ltd*, para. 26 に言及した。
- (60) Case C-170/12 *Pinckney, supra note 1*, Para. 25. ○ㄱㄴㄷㄹ Case C-228/11 *Melzer v. MF Global Y. UK Ltd*, para. 24 に言及した。
- (61) Case C-170/12 *Pinckney, supra note 1*, Para. 26. ○ㄱㄴㄷㄹ Case C-228/11 *Melzer v. MF Global Y. UK Ltd*, para. 25 に言及した。
- (62) Case C-170/12 *Pinckney, supra note 1*, Para. 30.
- (63) Case C-509/09 *eDate, supra note 23*.
- (64) Case C-523/10 *Wintersteiger, supra note 23*.
- (65) Case C-170/12 *Pinckney, supra note 1*, Para. 32. ○ㄱㄴㄷㄹ Case C-523/10 *Wintersteiger, supra note 23*, para. 21-24 に言及した。
- (66) Case C-170/12 *Pinckney, supra note 1*, Para. 33. ○ㄱㄴㄷㄹ Case C-523/10 *Wintersteiger, supra note 23*, para. 25 に言及した。
- (67) Case C-170/12 *Pinckney, supra note 1*, Para. 34. ○ㄱㄴㄷㄹ Case C-509/09 *eDate, supra note 23*, para. 48 ㄹ-ㄱ Case C-523/10 *Wintersteiger, supra note 20*, para. 27 に言及した。
- (68) Case C-170/12 *Pinckney, supra note 1*, Para. 35.
- (69) Case C-170/12 *Pinckney, supra note 1*, Para. 36. ○ㄱㄴㄷㄹ Case C-509/09 *eDate, supra note 23*, para. 52 に言及した。
- (70) Case C-170/12 *Pinckney, supra note 1*, Para. 36. ○ㄱㄴㄷㄹ Case C-509/09 *eDate, supra note 23*, para. 48 に言及した。
- (71) Case C-170/12 *Pinckney, supra note 1*, Para. 37. ○ㄱㄴㄷㄹ Case C-523/10 *Wintersteiger, supra note 23*, para. 25, 28 に言及した。
- (72) Case C-170/12 *Pinckney, supra note 1*, Para. 38.
- (73) *Ibid.*, para. 39.
- (74) The Directive 2001/29/EU of the European Parliament of the Council of 22 May 2001 on the harmonization of certain aspects of copyrights and related rights in the information society (OJ L167, 22.06.2001, pp. 10-19)

- (75) Case C-170/12 *Pinckney*, *supra* note 1, Para. 39.
- (76) *Ibid.*, Para. 40.
- (77) *Ibid.*, Para. 41.
- (78) Cases C-585/08 and C-144/09 *Pammer and Hotel Alpenhof* [2010] ECLI:EU:C:2010:740, Para. 74 を参照。
- (79) ブリュッセルI規則第十七条（改正前はブリュッセルI規則第十五条）（消費者事件における管轄）は、「……一号（c）これ以外の場合であって、契約の相手方が、消費者がその主権領域に住所を有する構成国において、職業上若しくは営業活動を行い又はその構成国若しくはその構成国を含む複数の国家においてそうした活動を行っており、かつその契約がそうした活動の範囲に含まれる」と定める。条文訳として、法務省大臣官房司法法制部「欧州連合（EU）民事手続法」法務資料第四六四号四七頁以下を参照。
- (80) Case C-170/12 *Pinckney*, *supra* note 1, Para. 42.
- (81) *Ibid.*, Para. 43.
- (82) *Ibid.*, Para. 44.
- (83) *Ibid.*, Para. 45.
- (84) *Ibid.*, Para. 46.
- (85) *Ibid.*, Para. 47.
- (86) Case C-387/12 *Hi Hotel*, *supra* note 2, 同裁定を紹介する日本語の文献として、中村進・前掲注（4）二八六頁がある。
- (87) Case C-387/12 *Hi Hotel*, *supra* note 2, para. 13.
- (88) *Ibid.*, para. 14.
- (89) *Ibid.*, para. 15.
- (90) 欧州連合司法裁判所規程に関する第三議定書（Protocol No. 3 on the Statute of the Court of Justice of the European Union *Supplantes*）第二十条により、「事件が新たな法的論点を提起していないと判断された場合においては、裁判所は、法務官の意見（an opinion）なしに判決を下すことができ」とされる。
- (91) Case C-387/12 *Hi Hotel*, *supra* note 2, para. 23.
- (92) Case C-228/11 *Melzer*, *supra* note 58.

- (93) Case C-387/12 *Hi Hotel*, *supra* note 2, para. 23-29. ヲエウは、Case C-228/11 *Melzer*, *supra* note 58, para. 22-26, 28 に言及した。
- (94) Case C-387/12 *Hi Hotel*, *supra* note 2, para. 31-33.
- (95) *Ibid.*, para. 36.
- (96) *Ibid.*, para. 37.
- (97) *Ibid.*, para. 38.
- (98) *Ibid.*, para. 39. ヲエウは、Case C-170/12 *Pinckney*, *supra* note 1, Para. 45 に言及した。
- (99) Case C-387/12 *Hi Hotel*, *supra* note 2, para. 40.
- (100) Case C-441/13 *Pez Hejduk*, *supra* note 3. 同裁定を紹介する日本語の文献として、横溝・前掲注(4)一七二頁、羽賀・前掲注(4)二〇頁以下、中村進・前掲注(4)二八八頁などがある。
- (101) Case C-441/13 *Pez Hejduk*, *supra* note 3, para. 14.
- (102) *Ibid.*, para. 15.
- (103) Opinion of Advocate General Cruz Villalón delivered on 11 September 2014 in case C-441/13 *Pez Hejduk v. EnergieAgentur NRW GmbH* [2014] ECLI:EU:C:2014:2212, para. 2.
- (104) *Ibid.*, para. 2, 41.
- (105) *Ibid.*, para. 42.
- (106) *Ibid.*, para. 42-44.
- (107) *Ibid.*, para. 45.
- (108) *Ibid.*, para. 46.
- (109) *Ibid.*, para. 32.
- (110) Case C-360/12 *Coty Germany GmbH v. First Note Perfumes NV* [2014] EU:C:2014:1318.
- (111) Case C-441/13 *Pez Hejduk*, *supra* note 3, para. 16-20. ヲエウは、Case C-360/12 *Coty*, *supra* note 110, para. 43-48 に言及した。本件におうて、ユエウは *Pinckney* 事件裁定とは異なる、*Melzer* 事件裁定ひたなく *Coty* 事件裁定に言及しているが、判断の内容はほぼ一致している。

- (11) Case C-441/13 *Pez Hejduk*, *supra* note 3, para. 26.
- (12) *Ibid.*, para. 24–26.
- (13) *Ibid.*, para. 22, 30. ◯→㊦㊧㊨㊩ Case C-170/12 *Pinckney*, *supra* note 1, Para. 39 に言及した。
- (14) Case C-441/13 *Pez Hejduk*, *supra* note 3, para. 22. ◯→㊦㊧㊨㊩ Case C-170/12 *Pinckney*, *supra* note 1, Para. 39 に言及した。
- (15) Case C-441/13 *Pez Hejduk*, *supra* note 3, para. 32, 33. ◯→㊦㊧㊨㊩ Case C-170/12 *Pinckney*, *supra* note 1, Para. 42 に言及した。
- (16) Case C-441/13 *Pez Hejduk*, *supra* note 3, para. 34.
- (17) Case C-441/13 *Pez Hejduk*, *supra* note 3, para. 34.
- (18) *Ibid.*, para. 36, 37.
- (19) *Ibid.*, para. 38.
- (20) A. Strowel, “Towards a European Copyright Law: Four issues to consider”, in: I. A. Stamatoudi and P. L. C. Torremans (eds.), *EU Copyright Law: A Commentary*, Cheltenham: Edward Elgar Publishing 2014, pp. 1135.
- (21) The case of *Bundesgerichtshof* Beschluss vom 28.06.2012, Az. I ZR 35/11; The case of *Oberlandesgericht* Köln 5.05.2010, Az. 28 O 29/09.
- (22) M. M. M. van Eechoud, “Annotation of C-387/12 *HI Hotel/Spoering*”, *Tijdschrift voor Auteurs-, Media-, en Informatierecht* 2014, 4, p. 120.
- (23) Rebero - van Houtert, B. M. W., “Jurisdiction in cross-border copyright infringement cases: rethinking the approach of the Court of Justice of the European Union”, *ProefschriftMaken Maastricht* 2020, pp. 194–195.
- (24) A. Metzger, “Jurisdiction in Cases Concerning Intellectual Property Infringements on the Internet, Brussels-I-Regulation, ALL-Principles and Max-Planck Proposals”, in: S. Leible and A. Ohly (eds.), *Intellectual Property and Private International Law*, Tübingen: Mohr Siebeck 2009, pp. 255–256; R. Maulionyte, “Enforcing Copyright Infringements Online: In Search of Balanced International Private Law Rules”, *Journal of Intellectual Property, Information Technology and E-Commerce Law* 2015, 6, pp. 133–134.
- (25) U. Magnus and P. Mankowski (eds.), *European Commentaries on Private International Law: Brussels Ibis Regulation*, Köln: Dr. Otto Schmidt KG 2016, pp. 316–317.

- (126) 「自身のない管轄権 (empty jurisdiction)」について、多くの学者は、それを法廷地において実質的な損害が発生しているから状況を指すものとして解している。M. Husovec, “Comment on ‘Pirckney’: Council Regulation (EC) No. 44/2001 of 22 December 2000 on Jurisdiction and the Enforcement of Judgments in Civil and Commercial Matters, Art 5 (3) - Peter Pirckney v. KDG Mediatech AG”, *International Review of Intellectual Property and Competition Law* 2014, 45(3), p. 373; R. Matulionyte, *supra* note 124, p. 135; S. Depreuw and J.-B. Hubin, ‘Of availability, targeting and accessibility: online copyright infringements and jurisdiction in the EU’, *Journal of Intellectual Property Law & Practice* 2014, 9(9), pp. 763-764; G. G. Georgescu, P. M. Marin, D. Vasile, G. Florescu, ‘Jurisdiction over cyber torts under Brussels I Bis Regulation’, *Themis Competition* 2016, Semi-Final C, International Judicial Cooperation in Civil Matters-European Civil procedure, p. 18. かつ、Husovec は「自身のない管轄権 (empty jurisdiction)」について、第三者による損害が法廷地で生じた場合に、準拠実質法上、第三者による損害の責任を被告の責めに帰すべき規定がない限りは (例えば、共同不法行為責任)、原告は法廷地で被告から損害賠償を得る可能性があることを説明している。
- (127) R. Matulionyte, *supra* note 124, p. 135; Depreuw and Hubin, *supra* note 126, pp. 763-764; Georgescu, Marin, Vasile, Florescu, *supra* note 126, p. 18; M. Husovec, *supra* note 126, pp. 372-373.
- (128) S. Brachotte and A. Nuyts, ‘Jurisdiction over Cyber Torts in the Brussels I Regulation’, in: A. Savin and J. Tzakowski (eds.), *Research Handbook on EU Internet Law*, Cheltenham: Edward Elgar Publishing 2014, p. 252.
- (129) モザイク理論に関する評価については、中西・前掲注 (4) 一八一頁以下は *Shenill* 事件裁定とともに、フランス・ドゥンにおける学説の状況について詳細に紹介しており、中村・前掲注 (4) 法学論叢第一八五巻三号三二二頁以下は、近年のドイツにおける学説の状況について詳細に紹介している。
- (130) Case C-68/93 *Shenill*, *supra* note 23, para. 31.
- (131) A. Kur, “Are there any Common European Principles of Private International Law with regard to Intellectual Property”, in: S. Leible and A. Ohly (eds.), *Intellectual property and Private International Law*, Tübingen: Mohr Siebeck 2009, p. 6; T. Kono and P. Jurcys, “Jurisdiction over Ubiquitous Copyright Infringements: Should Right-Holders be Allowed to Sue at Home?”, *Kyushu University Legal Research Bulletin* 2015, 5, p. 29.
- (132) Case C-68/93 *Shenill*, *supra* note 23, para. 32.

- (133) J. Smith & H. Newton, “Accessibility (not targeting) is the key to jurisdiction for online copyright infringement”, *European Intellectual Property Review* 2015, 37(7), p. 460.
- (134) 学説上「のちのちの侵害を「ユニキタス侵害」と呼ばれることがある」。
- (135) Opinion of AG Cruz Villalón, *supra* note 103, para. 2, 41.
- (136) J. von Hein, “Protecting Victims of Cross-border Torts Under Article 7 No. 2 Brussels Ibis: Towards a More Differentiated and Balanced Approach”, *Yearbook of Private International Law*, Vol. 16, 2014-2015, p. 271.
- (137) T. Kono and P. Jurcys, *supra* note 131, pp. 12, 27-28; A. Metzger, *supra* note 124, pp. 260-261; S. Neumann, “Ubiquitous and multistate cases”, in: P. L. C. Torremans (ed.), *Research Handbook on Cross-Border Enforcement of Intellectual Property*, Cheltenham: Edward Elgar Publishing 2014, p. 509.
- (138) T. Kono and P. Jurcys, *supra* note 131, p. 38.
- (139) T. Solley, “The Problem and the Solution: Using the Internet to resolve Internet Copyright Disputes”, *Georgia State University Law Review* 2008, 24(3), pp. 813-842.
- (140) ブリュッセルI規則第七条三号(改正前はブリュッセルI規則第五条三号)の解釈上、第三者に関わる裁定としては、既に本章第二節で紹介した *Dunez* 事件以外に、*Melzer* 事件や *Coty* 事件などがある。特に、*Coty* 事件は *Pinckney* 事件および *HI hotel* 事件と類似性があり、同事件に関する法務官 Jäskinen 意見におけるこの問題に関する言及がある。Case C-220/88 *Dunez*, *supra* note 23, Case C-228/11 *Melzer*, *supra* note 58, Case C-360/12 *Coty*, *supra* note 110, Opinion of Advocate General Jäskinen delivered on 29 November 2012 in the case C-228/11 *Melzer v. MF Global UK Ltd*, para. 65, 66.
- (141) Case C-220/88 *Dunez*, *supra* note 23.
- (142) Case C-364/93 *Mariari*, *supra* note 23.
- (143) M. Husovec, *supra* note 126, p. 372; G. Smith, “Pinckney-the CJEU wields a broad brush”, Graham Smith’s blog on law, IT, the Internet and dew media, Cyberleagle.com. Available at <https://www.cyberleagle.com/2013/10/pinckney-cjeu-wields-broad-brush.html> (Accessed: 10 June 2022) 42. Rebero - van Houtert, *supra* note 123, Chapter 5 5. 図 10。

儲 安然 (チヨ アンゼン)

所屬・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

最終学歴 慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程

専攻領域 国際私法

主要著作

「中国における国際的な著作権侵害訴訟に関する国際裁判管轄及び準拠法選択について」『法学政治学論究』第一二六号 (二〇二〇年)